

令和2年 第4回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和2年12月15日（火曜日）

午前10時00分 開会

午後 2時17分 散会

○出席委員（27名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	12番	尾崎寿一	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		6番	蛭名正樹	委員
	7番	石山敬	委員		8番	木村隆洋	委員
	9番	千葉浩規	委員		10番	野村太郎	委員
	11番	外崎勝康	委員		13番	蒔苗博英	委員
	14番	松橋武史	委員		15番	今泉昌一	委員
	16番	小田桐慶二	委員		17番	鶴ヶ谷慶市	委員
	18番	石岡千鶴子	委員		20番	石田久	委員
	21番	三上秋雄	委員		22番	佐藤哲	委員
	23番	越明男	委員		25番	清野一榮	委員
	26番	田中元	委員		27番	宮本隆志	委員
	28番	下山文雄	委員				

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	総務部長	清藤憲衛
財務部長	須郷雅憲	市民生活部長	森岡欽吾
福祉部長	番場邦夫	健康こども部長	三浦直美
農林部長	本宮裕貴	商工部長	秋元哲
観光部長	岩崎隆	建設部長	天内隆範
都市整備部長	野呂忠久	上下水道部長	坂田一幸
市立病院事務局長	澤田哲也	教育部長	鳴海誠
企画課長	白戸麻紀子	防災課長	西谷慎吾
情報システム課長	羽場隆文	財政課長	今井郁夫
管財課長	工藤浩	市民協働課長	高谷由美子

福祉総務課長 秋田美織
介護福祉課長 工藤繁志
国保年金課長 田中知巳
りんご課長 澁谷明伸
観光課長 早坂謙丞
都市計画課長 中田和人
公園緑地課長 神雅昭
市立病院総務課長 堀子義人
学務健康課長 菅野洋

障がい福祉課長 白取靖夫
子ども家庭課長 石澤容子
健康増進課長 一戸ひとみ
商工労政課長 工藤竜輔
建築住宅課長 木村和彦
地域交通課長 小山内孝紀
上下水道部総務課長 高橋秀男
学校整備課長 高山知己

○出席事務局職員

事務局 長 高橋晋二
議事係 長 蝦名良平
主 事 附田準悦
主 事 外崎容史

次 長 菊池浩行
総括主査 成田敏教
主 事 成田崇伸

午前10時00分 開会

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第84号、第85号、第87号、第89号、第91号、第93号、第95号、第97号、第99号及び第109号の以上10件であります。

なお、審査に先立ち委員の方をお願いいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを申し添えて質疑をお願いします。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第84号事件処分の報告及び承認について(事件処分第6号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 議案第84号事件処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

事件処分第6号は、令和2年度弘前市一般会計補正予算(第11号)でありまして、市内で発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の早期収束に向け、市内飲食店へ休業協力を依頼することに伴い、協力飲食店に対し協力金を支給する経費を計上することとし、この措置に急を要したため処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に2億円を追加し、補正後の額を989億2214万3000円としたものであります。

それでは、歳出予算について申し上げますので、7ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費2目商工振興費の2億円は、飲食店休業協力金を計上したものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、6ページにお戻り願います。

歳入につきましては、全額20款繰入金1項基金

繰入金 1 目財政調整基金繰入金を充当したものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第85号事件処分の報告及び承認について(事件処分第7号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 議案第85号事件処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

事件処分第7号は、令和2年度弘前市一般会計補正予算(第12号)でありまして、市内で発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、開催が中止となった津軽の食と産業まつり及び弘前城菊と紅葉まつりへの参加予定事業者へ支援金を給付するための経費並びに医療従事者等が感染拡大防止を図るために宿泊施設を利用する際の宿泊費を補助する経費を追加することとし、この措置

に急を要したため処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に3240万円を追加し、補正後の額を989億5454万3000円としたものであります。

それでは、歳出予算について申し上げますので、7ページをお開き願います。

4款衛生費 1項保健衛生費 5目病院及び診療所費の900万円は、医療従事者宿泊支援事業費補助金を追加したものであります。

7款商工費 1項商工費 2目商工振興費の1140万円は、津軽の食と産業まつり負担金を追加したものであります。

3目観光費の1200万円は、弘前城菊と紅葉まつり運営委員会負担金及び感染拡大防止滞在費補助金を追加したものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、6ページにお戻り願います。

歳入につきましては、全額20款繰入金 1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金を充当したものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め

ます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第87号令和2年度弘前市一般会計補正予算(第14号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 議案第87号令和2年度弘前市一般会計補正予算(第14号)について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に11億7732万7000円を追加し、補正後の額を1003億5458万6000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものであります。

繰越明許費の補正は、旧市民参画センター等解体事業などに係る追加14件であります。債務負担行為の補正は、令和3年度弘前りんご花まつり開催に係る経費など8件の追加であります。地方債の補正は、旧市民参画センター等解体事業などに係る追加6件であります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、14ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の824万5000円は、テレワーク環境構築業務委託料として1471万4000円、テレビ会議用回線敷設工事に係る経費として96万6000円をそれぞれ計上するほか、弘前市役所ねふた実行委員会負担金などを減額するものであります。3目財産管理費の9197万5000円は、旧市民参画センター等解体工事に係る経費などを計上するものであります。4目企画費の80万円の減額は、大学コンソーシアム学都ひろさき活性化支援事業費補助金を減額するものであります。5目支所及び出張所費の66万円の減額は、「日本で最も美しい村」連合加盟負担金などを減額するものであります。8目コミュニティ施設

費の10万円は、泉野多目的コミュニティ施設指定管理料を追加するものであります。15ページの9目住民自治振興費の706万1000円は、一般コミュニティ助成事業費補助金などを追加するものであります。12目諸費の2億2251万1000円は、国県支出金等返還金を追加するものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の63万7000円は、民生委員などの活動費を追加するものであります。2目心身障害者福祉費の1億4247万3000円は、就労移行支援扶助費などを追加するものであります。3目老人福祉費の4171万6000円は、老人保護措置費などを追加するものであります。6目後期高齢者医療費の216万8000円は、後期高齢者医療特別会計の繰出金を追加するものであります。

16ページをお開き願います。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の7888万1000円は、地域子育て支援センター事業業務委託料などを追加するものであります。2目児童運営費の8036万1000円の減額は、保育所運営費を減額するほか、認定こども園等給付費を追加するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の233万円は、健康管理システム改修業務委託料を計上するものであります。

17ページの6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の89万8000円の減額は、視察研修に係る旅費などを減額するものであります。3目農業振興費の750万円は、りんご公園整備工事費を計上するものであります。

7款商工費1項商工費2目商工振興費の1980万2000円の減額は、伝統産業会館指定管理料を計上するほか、よさこい津軽開催事業費補助金などを減額するものであります。18ページにかけての3目観光費の3870万円は、次代のさくら光プロジェクト総合プロデュース業務委託料などを計上する

ほか、ONSEN・ガストロノミーウォーキングイベント運搬等業務委託料などを減額するものがあります。

18ページをお開き願います。

6目観光施設費の1億710万円は、星と森のロマントピア指定管理料などを追加するものであります。

8款土木費4項都市計画費3目土地区画整理費の40万円は、駅前地区都市改造記念会館及び駅前南地区都市改造記念会館指定管理料を計上するものであります。

19ページの9款消防費1項消防費1目常備消防費の497万2000円の減額は、弘前地区消防事務組合負担金を減額するものであります。4目災害対策費の468万5000円は、防災行政無線アプリ整備業務委託料を計上するものであります。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費の5038万3000円は、GIGAスクール構想の実現に係る学校情報機器整備業務委託料など4807万2000円を追加するほか、修学旅行キャンセル料等支援事業費補助金231万1000円を計上するものであります。2目教育振興費の72万1000円の減額は、就学援助費を減額するものであります。20ページにかけての3目学校建設費の2億4577万7000円は、小学校職員室等の冷房設備設置に係る経費として2億4318万1000円を追加するほか、石川小学校石綿含有率測定業務委託料を計上するものであります。

20ページをお開き願います。

3項中学校費1目学校管理費の2693万3000円は、GIGAスクール構想の実現に係る学校情報機器整備業務委託料など2337万3000円を追加するほか、修学旅行キャンセル料等支援事業費補助金356万円を計上するものであります。2目教育振興費の2258万9000円の減額は、就学援助費を減額するものであります。

21ページにかけての3目学校建設費の1億5354万5000円は、中学校職員室等の冷房設備設置に係る経費として1億5094万9000円を追加するほか、石川中学校石綿含有率測定業務委託料を計上するものであります。

21ページの4項社会教育費1目社会教育総務費の509万円の減額は、弘前市民文化祭共催負担金などを減額するものであります。10目美術館費の6100万円は、れんが倉庫美術館等指定管理料を追加するものであります。

22ページにかけての5項保健体育費1目保健体育総務費の1510万円の減額は、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致を契機としたスポーツレガシー構築支援業務委託料などを減額するものであります。

22ページをお開き願います。

23ページにかけての11款災害復旧費1項災害復旧費2目公園災害復旧事業費の3420万円は、弘前城跡本丸西側法面復旧に係る経費を計上するものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、8ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、14款分担金及び負担金、16款国庫支出金、17款県支出金、20款繰入金のうち財政調整基金を除く基金繰入金、22款諸収入及び23款市債をそれぞれ計上したほか、11款地方特例交付金、12款地方交付税を追加し、20款のうち財政調整基金繰入金2億117万3000円の追加をもって全体予算の調整を図ったものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎8番（木村 隆洋委員） 18ページ、7款1項6目星と森のロマントピア指定管理料追加、あわせて、同じく7款1項6目国民宿舎「いわき荘」

及び岩木総合交流ターミナル指定管理料の2点についてお伺いいたします。

まず初めに、何点かお伺いしたいと思います。いわき荘の部分について、ここは完全利用料金制にもかかわらず、今回、指定管理料が追加となっております。一般質疑でもあったのですが、完全利用料金制にもかかわらず、指定管理料を今回12月補正で追加する理由、根拠についてお尋ねいたします。

あわせて、両指定管理料の追加は偶然だと思うのですが、たまたまそれぞれ5300万円となっております。それぞれ5300万円の積算根拠についてお伺いいたします。

あわせて、一般質疑において、指定管理者において内部留保があるというふうなお話もありました。指定管理者の内部留保の額について、財産別でお伺いしたいと思います。

もう1点、内部留保の目的についてもお伺いいたします。

◎観光課長（早坂 謙丞） まず、完全利用料金制においての市が支出する根拠でございますが、完全利用料金制で運営しておりますいわき荘、それから岩木総合ターミナルについては、全て利用料金収入によって維持管理しておりますが、宿泊部門を指定事業としているものであります。

本年3月、総務省からの通知を踏まえまして、指定管理者からの収支状況を求め協議を進めてまいりました。

いわき荘等につきましては、完全利用料金制である施設であるものの、今般のコロナウイルスによる利用料金の大幅な減収や、それから指定管理者の責によるとは言いがたい状況だと。それから、市及び指定管理者共に想定し得なかった事態であり、いまだ収束が見えないというところで、新型コロナウイルス感染症がこの後も続いた場合、市が設置する公の施設の管理運営が困難にな

り、公共サービスの停止につながることも想定されることから、施設の指定事業として運営を継続するために必要な経費として支出するものでございます。

それから、二つ目のそれぞれの5300万円の積算根拠ということでございます。まず、星と森のロマントピアの積算根拠でございますが、施設運営に係る利用料金収入、見込みを含めまして約1億3137万円、それから令和2年度指定管理料5148万3000円、それから国からの雇用調整助成金や持続化給付金の支援制度によるものが約1795万8000円、この合計が約2億81万1000円となっております。ここから指定管理事業に係る支出見込みを含めた約2億5378万5000円を引いた約5300万円を増額分とするものであります。

なお、ロマントピアにつきましては、10月までは実績とし、11月からは見込みで算出しております。

次に、国民宿舎いわき荘及び岩木総合交流ターミナルの5300万円ではありますが、指定事業の宿泊に係る部門でありまして、利用料金収入見込み額の約5648万6000円、それから雇用調整助成金等の支援制度によるものが約1769万3000円の合計約7417万9000円から指定管理事業に係る支出見込みの約1億2689万3000円を引いた約5300万円を支出するものであります。

なお、いわき荘等につきましては、9月までは実績、10月からは見込みとして算出しております。

次に、内部留保の額でございますが、まず、ロマントピアの指定管理事業者である一般財団法人星と森のロマントピアそうまにおける令和元年度末時点での貸借対照表上で申し上げますと、資産合計3051万5528円、それから負債合計2306万9703円、正味財産合計としまして744万5825円となっております。なお、現金預金額といたしまして

は、1558万5739円となっております。

次に、いわき荘等につきましては、一般財団法人岩木振興公社での令和元年度末での貸借対照表上で申し上げますと、資産合計3億4355万2692円、負債合計4207万3870円、正味財産合計3億147万8822円となっております。現金預金額は1億756万7981円となっております。

最後、内部留保の目的でございますが、現金預金残高ということになるかと思えますけれども、まずロマンピアにつきましては、指定管理料と利用料金の併用で運営しております、宿泊、飲食、プール等の事業資金に充てております。

また、いわき荘等につきましては、宿泊、飲食、それから地域交流活動などにも充てておりますが、特にいわき荘等につきましては、老朽化による大規模な改修・補修等を利用料金で全て賄っており、市では全く支出しておりませんので、今後の利用客の安全と利便性の向上を図るため、今後5年間で大浴場の浴槽入替等々の改修工事や全体の施設の改修として暖房の設備、電気設備の改修工事などに充てることとしております。

また、岩木振興公社においては、特有の事情としまして、一般財団法人への移行の際、公益目的に支出することが決められており、その計画的な支出にも充てられているところでございます。

なお、今年度は、コロナの影響により、宿泊に付随するものも含めた飲食や販売などの指定事業以外の収支見込み約3708万1000円の赤字が見込まれておりまして、これにも内部留保を充てるということになります。

◎8番（木村 隆洋委員） こういうコロナの状況で大変な状況は分かっております。ただ、こういう状況ですので、指定管理者においても様々な形で経営努力というのはしていかなければいけないのかなと考えております。

我々が頂いた資料の中で、例えばいわき荘なのですが、収入支出の見込額を頂いております。いわき荘の、例えば10月分、11月分というのが、令和2年度の当初の計画より、コロナが起きてからの計画の支出が増えている月があります。支出が増えている月は、令和2年度の当初計画から増えているだけでなく、令和元年度の決算の収支額よりも増えているという状況もあります。ロマンピアもそういう状況が9月で見られると。

そういった意味では、本当の意味の経営努力というのはどこまでなされているのかなという疑問も感じている部分もあります。そういった意味で、コロナ禍において、それぞれの事業者の経営努力についてどのように考えているのか、市の見解をお伺いいたします。

あわせて、先ほどいろいろありましたけれども、国、市の制度、様々あります。持続化給付金、雇用調整助成金などの制度も使っていると思いますが、それぞれの制度を幾らぐらい使っているのか、併せてお伺いいたします。

◎観光課長（早坂 謙丞） まず、両指定管理事業者の経営努力についてでございますが、令和元年度の実績、さらには令和2年度の計画より増えている月もあることに関しましては、主に新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る費用として、例えば消耗品ですとか、注意喚起の掲示板、看板等の設置、さらに検温などの備品購入などということになっております。

それから、経営努力に関しましては、コロナの感染防止に係る費用について増額となっている部分もございますが、雇用調整助成金などの各種制度を積極的に活用し、予約状況等から施設全体の収支を想定した施設の一部休館などの措置を取りながら、人員配置のシフトの見直しにより、一部従業員に休業を依頼したりですとか、常勤の従業員が清掃や施設点検等を行うことにより、例えば

パート職員等の雇用を抑えたりですとか、そういったことに取り組んでおります。

特にいわき荘等におきましては、年2回の賞与を見送りするなど、人件費抑制にも取り組んでいるところでもあります。

また、集客に向けて営業努力というのも行っておりまして、ダイレクトメールなどを通じた顧客への案内に加え、国や県、さらには市独自の制度として進めております、食べて泊まって弘前応援キャンペーンを活用し、新規顧客の掘り起こしのための宣伝などを行っているところでもあります。

市といたしましては、コロナの状況を見通せない中ではありますが、経営努力というのは求めてまいりたいと思っております。

それから、持続化給付金等、国の制度の利用状況・額でございますが、両施設ともに持続化給付金につきましては200万円の給付を受けております。それから雇用調整助成金につきましては、今後の見込みを含め、ロマントピアは1595万8049円、それから、いわき荘等につきましては1569万3332円となっております。

◎8番(木村 隆洋委員) 今、課長から、支出が増えているのは備品購入費のコロナ対策というお話もありました。そういう分かる部分もあるのですが、細かく見ると、水道光熱費が増えている部分もあります。こういう部分というのは、改善の余地も非常にあるのかなと思いますので、その辺は指定管理業者にもきちんと御指導いただければと思っております。

昨日、国のほうでも、GoToキャンペーンを12月28日から1月11日まで全国一斉の中止を発表されました。コロナの患者数も過去一番増えているような状況になっております。

こういった先を見通せない中で、今回の補正に関して、それぞれの事業者に5300万円計上されておりますが、言い方があれだかも、分からないで

すけれども、今年度これ以上の追加というのは、コロナの状況が本当に見通せませんので、これ以上ないのかどうか。3月議会でまた出たりとか、その前にまた出たりとか、そういうことはないのかどうかをお伺いいたします。

あわせて、今回、両指定管理に追加5300万円になっております。先ほど経営努力の話もさせていただきました。指定管理業者が経営努力をなされて、例えば5300万円使わないでも済んだと、不用額が出たと。そういう場合はきちんと精算して、市のほうに返還するのか。そこもお伺いいたします。

あわせて、次年度以降、コロナの状況は、恐らく厳しい状況というのは、次年度だけではなく、かなり長期間にわたって続くことが予想されます。そういった中で、両施設に関して、市としてどのような制度設計で次年度以降、指定管理を行うつもりなのかお尋ねいたします。

◎観光課長(早坂 謙丞) まず、今年度の追加ということでございますが、市内でクラスターが多発し、施設の休止を求めるなど著しく状況が変化した場合を除きましては、現時点におきましては、年度内のさらなる追加措置はないものと考えてございます。

それから、不用額が出た場合の取扱いにつきましては、指定管理料は収支赤字の実績に基づいて支出しておりますので、収支赤字が予算額の範囲内で収まった場合は予算額より減額となります。このため、いわき荘及びロマントピアにつきましては、概算払いで支払うこととしておりますので、精算の上、市に返納していただくこととなります。

それから、両施設どのような制度設計で指定管理を行う予定かということでございますが、両施設ともに宿泊施設としての位置づけに加えまして、市民の憩いの場、保養の施設として長年親し

まれ、岩木地区、相馬地区の地域住民の地域の活性化のシンボリックな施設であり、宿泊施設と交流施設を兼ね備えた地域振興に欠かせない公の施設であります。

ウィズ・アフターコロナの社会におきまして、観光客のニーズや地域での交流事業の在り方など変わっていくことが想定されます。利用者ニーズを的確に捉え、観光施設として、さらには地域の交流施設の公の施設として、公共サービスの継続的運営をしていく必要があると考えております。

まずは、コロナの影響を見通せないところではありますが、指定管理者に対しましては、コロナが発生した当初とは異なり、コロナの中で様々な経験していることを踏まえた経営の工夫や自助努力というものを促してまいりたいと考えております。

そして市におきましても、今回の支出に関し、実績に基づく精算の確認を確実にを行い、引き続き運営状況や内部留保等の確認把握を行いながら、適切な施設の維持管理を指定管理事業者とともに努めてまいりたいと考えております。

◎8番（木村 隆洋委員） 3回終わりましたので、意見要望を申し上げたいと思います。

今回のコロナの状況は、想定もしていない状況だと思っております。工藤議員の一般質疑でも財務部長からもお話がありました。想定していない状況が起きて、今回こういう状況になったと。それは、致し方ない部分が多数あると思います。

ただ、宿泊施設を持っている民間業者は市内にも多数あります。大変苦しんでおります。できる限りのことをやり尽くしても、こういう状況が生まれている。また、国としても致し方ない部分でGo Toキャンペーンの一時停止という選択もしております。

そういった中では、今回この指定管理料が追加されるというのは、致し方ない部分と非常にゆゆしき部分の両方を兼ね備えているのかなと思って

おります。

想定していないことが起きたこと——次年度以降はこれがもう想定内になると思います。次年度以降は、これを想定したこととして制度設計をしていただいて指定管理の在り方をどうするのか。利用料金制を取っている指定管理の在り方を市としてどのように次年度以降、先ほど課長からもありましたアフターコロナ・ウィズコロナも含めて、早急に制度設計をしていただきたい。このことを強くお願いして終わります。

◎5番（福士 文敏委員） 予算書の22ページ、災害復旧費の中身についてちょっとお聞きしたいと思います。

本丸西側ののり面がゲリラ豪雨によって復旧工事に入るわけでしょうけれども、主な事業の具体的な概要、それから、今後復旧に向けたスケジュール等をお知らせ願いますか。

◎公園緑地課長（神 雅昭） 弘前城跡本丸西側法面復旧事業に関して、概要とスケジュールを説明させていただきます。

今回の補正予算は、文化庁の公園災害復旧事業、補助率70%を使って、発掘調査を行いながら本復旧工事を行うために要するものでございます。

スケジュールなのですが、今年度内に復旧工事の実施設業務委託を行いまして、来年、さくらまつり終了後に発掘調査を行いながら本復旧工事に入っていく予定になってございます。

◎5番（福士 文敏委員） 国庫補助金、災害復旧ということで70%ということであったのですが、これもう国の内示を受けているのかと、それと補助裏で起債が870万円ありますけれども、一般単独でやるのか、有利な交付金とかの手当があるのかをお聞かせください。

それと、仮にさくらまつり後に本工事に入っていくということであれば、どのくらいの、完成の

時期ですね、いつ頃を目指してやるのか、その辺お知らせください。

◎公園緑地課長（神 雅昭） まず起債870万円に関してなのですが、今回の工事費と委託料、発掘調査費の中の工事費と委託料が自然災害起債の対象になってございまして、それが100%になってございます。ですので、補助以外のところで自然災害100%の起債を使いまして、残りが一般財源となっております。

次に、工事がいつ頃まで予定しているのかということなのですが、今のところ、7月いっぱいまで約3か月かけて終わる予定になってございます。

すみません、もう一つ答弁を忘れてございました。国の内示の予定なのですが、現在、青森県の文化財保護課を通して文化庁と協議中ではございまして、予定としましては、来年2月1日付で交付決定予定となっております。

◎1番（竹内 博之委員） 私から、三つの点について質疑させていただきます。

まず17ページから18ページにかけて、7款1項3目次代のさくら光プロジェクト、これ4000万円計上されておまして、内訳を見ると1000万円が委託費、3000万円が資材購入費ということになっておりますけれども、それぞれ委託についての詳細、どこに委託するのかとか、あと、どのような内容で委託することを想定しているのか。また、資材購入3000万円と結構金額的にも大きいのですが、今後、購入した資材はまず何に使うのか、何を購入するのかといった点についてお伺いしたいと思います。

続いて、18ページの木村委員と同様になるのですが、指定管理の追加について、おおむね詳細といいますか、支払うところの部分というのは分かったのですが、課長から先ほど指定部門のところは宿泊事業の部分だというお話があ

りました。ということは、宿泊事業者が弘前市にはたくさんホテル等がございます。そういった同業の方からのヒアリングというのはあったのかと。

何でこれを聞くかという、工藤議員の一般質疑の中で、金融調達はなかったというお話だったので、今、いろいろなコロナに関連する無利息の融資制度がある中で、金融調達はなかったという部分について、市としてその必要性というのはどういうふうに考えているのか、まずお伺いたします。

次、21ページの10款4項10目れんが倉庫美術館等指定管理料追加について、これが三つ目です。

新聞報道にもあったように、当初の見込みの3割ということで、収入の部分が3割ということなのですが、次年度の計画進捗にやっぱり影響が出るのではないかなと思っていて、現段階の計画、根拠そのものがちょっと揺らいでいくのかなと思うのですが、その点についてまずお伺いしたいと思います。

◎観光課長（早坂 謙丞） まず初めに、次代のさくら光プロジェクト総合演出事業でございまして、委託先ということになりますけれども、これにつきましては、議決後ということで、どこという業者を決めているものではございませんが、事業の実施に係る地元業者への経済的波及もしっかり留意しながら、委託事業者というのは選定してまいりたいと思っております。

それから、資材の購入についてでございますが、資材につきましては、現段階で想定しておりますのは、カラー調整ができるLED投光器や照明機材、それからデジタル制御機材、プロジェクターなどを想定してございます。

それから、いわき荘等に関連して宿泊事業者への調査を行っているのかということでございまして、宿泊事業者につきましては、今回、弘

前保健所管内におきまして、感染が発生した場合に宿泊事業者に対しまして調査を行っております。

その中で、昨日の報道で国のG o T oキャンペーンが一時中止となりましたけれども、市独自の政策でやっております食べて泊まって弘前応援キャンペーンが、これまではG o T oキャンペーンとの併用が不可であったのですけれども、ぜひ併用できるようにしてほしいというのがホテル旅館組合を通じまして要望があったことから、12月1日から併用可というような形で、声を聞きながらやっているところでございます。

それから、借入れについてということでございますけれども、基本的に市内宿泊施設業者の大変な状況というのは理解してございます。ただ、いわき荘、それからロマントピア含めまして宿泊も含めた公の施設ということで、本来、公の施設として維持管理していくためには、やはり市のほうで支出していくべきだろうと思っております。ですので、借入れしてくださいというようなところは、市としては積極的に話はしていないということでございます。

◎都市計画課長（中田 和人） れんが倉庫美術館の来年度の対応ということでございます。市といたしましても、指定管理者から指定管理協定に基づく収支予算を提出していただく際に今年度の来館者数や貸館の業務の実績を踏まえたものになっているか、しっかりとチェックしていくのは当然のことだと思われま。

ただ、現在のコロナ禍を考えますと、それだけでも実際に厳しいと思います。それ以上にやることで考えられることとしましては、一応来年度、前半・後半に分けて、企画展を2本考えております。ただ、コロナ禍で人がなかなか外出できないということで、例えば今現在やっております小沢剛展も当初は10月から1月までだったので

けれども、3月までに2か月延長をかけております。それで収益を増やそうという努力をしています。

ですので、来年度のコロナ禍の状況も見据えまして、前半・後半の2回の企画展を、例えば1本でロングランでやるとか、そういうのも考えられておりますし、この手法におきましては、他の美術館等におきましてもやられております。

さらに、それでも厳しいということになれば、美術館のほうでは長期継続になっていますので、令和3年度はやはり厳しいと思うのです。ただ、令和4年度とかになれば、コロナがかなり、要は今の予防接種をやったりして人の動きが自由になってくる可能性は非常に高くなるかと思いません。

そうすると、単年度収支でなくて3年、4年とか、3年、4年、5年の3年の収支とかで事業者とやり取りができるかどうか、その辺を今検討しております。

◎1番（竹内 博之委員） ありがとうございます。

再質疑なのですけれども、先ほど光のプロジェクトのところで資材を購入するのは3000万円の内容は分かったのですけれども、さくらまつりだけではなくて、いろいろな祭りに多分展開して当然活用していくものだと思うので、やっぱりその先の見通しみたいところをちょっとお答えいただきたいかったので、その点についてと。

指定管理料の部分で、何で金融調達の部分を聞いたかということ、収支の内訳を見ると、そもそもの収支の予想でずっと赤字が出続けているということがちょっと私は疑問でございました。金融調達するときには、必ず計画をつくる際に黒字になる見通しをつけないと金融借入れというのはできないのですよね。

そういう状況の中でヒアリングをしましたかと

というのは、やっぱり同業の人たちもそういう固定費を削って支出を削っている中で一生懸命やっていて、時には競争原理が働く中でやっているということをしっかり市としても捉えなければいけないと思っているのです。それが行政としての姿勢ですし、それがやっぱり事業者の皆さんへやっぱり伝わることだと思うので、今後、先ほど木村委員の質疑の中で、一旦概算払いはするけれども、ちゃんとその後の精算は精査して行いますという話がありました。

今回この委員会の中でどういう結果になるか分からないのですが、その後、今回、指定管理者に公金を投入するというので、同業の人たちへのやっぱりそういう現状のヒアリングというのは、この公金を投入することに対するヒアリングというのは行う必要があると思いますので、その点についても必要性についてお伺いしたいと思います。

三つ目、赤れんがのところなのですが、3年ぐらい、今は1年度の単年度収支で見ているけれども、やっぱり来年度以降もまだまだ厳しい情勢は続くであろうという認識を持っているというのは分かりました。であれば、今回、年間約1億1000万円ぐらい指定管理料で出していますけれども、6000万円、約半分ですよね、また追加で出します。では来年度以降、厳しいのは分かっているけれども、指定管理料のそもそもの金額というのは、それこそ来年度以降さらに追加する上での今の現状認識なのかお伺いいたします。

◎観光課長（早坂 謙丞） まず、次代のさくら光プロジェクトのほう、今後の先ということでございますが、まずこの事業は1000万円です。総合プロデュース業務委託料となっております。さくらまつりの魅力の大きな要素であるライトアップの演出を進化させて、次の100年に向けた新しいさくらまつりを視覚的に印象づけてまいりたいとい

うこととございます。

ですので、新たな手法のライトアップや園内各所に光の装飾を施しまして、新しい見どころを創出するという提案。その新しい見どころを提案するということに加えまして、コロナの中でさくらまつりを行っていくに際しましての人の分散にもつながっていくのかなというふうに考えてございます。

購入した機材というのは、市の持ち物になりますので、様々なイベント、祭り等で活用していきたいと考えてございます。

◎観光部長（岩崎 隆） 借入れの点に関しまして、しっかり精査をしながらという部分は、もちろんその辺を詰めて、来年度以降にもつながるようにしっかり中身は市のほうでチェックを進めてまいりたいと思います。

それから、民間宿泊施設の同業者という話もございましたけれども、今回のロマンピア、岩木振興公社への指定管理料を入れるということについて、民間の事業者の方に意見を求めるというよりも、それはそれとして、先ほど言ったようにこちらのほうでしっかりチェックをしていくと。

民間の事業者の実態といいますか、そういったところは、今どういう状況にあるのかといった部分については、今後しっかり状況を聞いてまいりたいと思っております。

◎都市計画課長（中田 和人） れんが倉庫美術館につきましては、一部利用料金制度を導入しております。指定管理料が1億1200万円、プラス利用料金収入を合わせたもので維持管理運営を行っております。

来年度につきましても、指定管理料は固定となっておりますけれども、利用料金収入、要はお客様さんが幾ら来るかということを見据えまして、要は支出を抑えるということになるかと思うのですが、その辺に関しましては、やはり先ほど申

しました企画展の内容ですとか、そういうものも加味しまして、要は収入と支出のバランスを考えて来年の運営を考えていきたいと思っております。

◎1番（竹内 博之委員） ありがとうございます。

まず、次代のさくら光プロジェクトの部分で、先ほど課長からも答弁があったのですけれども、委託の部分に関しては地元業者の選定を含めてしっかり地域の中で調達できるようにということでございました。私、一般質疑でも財務部長から答弁を頂いた、これから地域の中でお金を回していくということを本当にこの政策に落とし込むことが大事だという答弁を頂きました。

委託先の地元業者選定もそうなのですけれども、例えば資材の購入とかもそうです。やっぱりGoToも一旦キャンセルとなると、地元の中にいる人たちが消費活動を通じて経済を回していくという観点がますます重要になると思うので、観光課だけに限らずなのですけれども、そういった政策立案の部分をお願いしてまいりたいと思います。光プロジェクトの部分は以上で終わります。

先ほどから金融調達の部分で、どうして私も取り上げるかという、去年の決算年度のロマンピアもそうだし、いわき荘のほうはある程度、現金残高が1億円ちょっとあるので、いわゆるキャッシュ・フローの部分というのは何かもっているのかなと。

一方で、相馬に関しては、1500万円ぐらいしか現金残高がない中で、本当に大変な状況だと思います。そこで、指定管理の項目を見ると、団体の財政状況のところも評価項目になっているはずなのです。そのときに、市として財政の、いわゆる4月からずっと予約が入らなかった、収入がなかったという。12月議会でこれが提案されているというところにおいて、市としてやっぱり各種団

体の財政状況とかという把握はできていたのかと。

想定外のコロナの状況というのは十分分かりますし、皆さんもいろいろなヒアリングだったり、政策立案だったり、事務作業に追われているというのは分かるのですけれども、やっぱり財政状況の把握、状況変化の把握というのは、市としてどれぐらいできていたのかということを再質疑でお伺いいたします。

最後、れんが倉庫のとき、すみません、私、答弁の中で聞き漏らしたのかもしれないのですけれども、来年度以降の指定管理料の追加みたいところは、現段階では考えていなかったのかという質疑でした。お願いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 随時、財政状況等を確認していたかということにつきましてです。

相馬のロマンピアにつきましては、コロナの影響で言いますと、4月7日から売上げが減少して経営状況の悪化ということの報告を受けております。そこを含めまして、いろいろやり取りして、計15回にわたり、状況ですとか利用客の入込み数、それからそれに係る協議というものを続けてまいりました。

あわせて、平成30年度から3か年で船井総研のほうにそういう経営状況のコンサルをお願いしておりましたので、一緒になりながら、そういうような確認をして積み上げてきた結果ということになってございます。

◎都市計画課長（中田 和人） 答弁漏れでした。申し訳ございません。

要は収入を見込みながら、なおかつ支出を抑えればそれがいいのでしょうけれども、魅力を損なわないように中身を考えながらやっていくことで収支を安定させて、要は追加はしない方向で考えております。

◎1番（竹内 博之委員） 最後、意見で終わり

ます。

先ほど部長から……委員長、よろしいですか。

◎委員長（工藤 光志委員） どうぞ。

◎1番（竹内 博之委員）（続） 意見を最後に述べて終わりたいと思います。

先ほど部長から答弁いただいたように、今回の指定管理料の追加に関してヒアリングということではないけれども、今後、業況とか、そういう同業の人たちへのヒアリングというのはしていきたいと思うというお話を頂きました。

今後、市の施設だからといって進めるというのではなくて、やっぱり競争原理が働く中での公金投入なわけですので、やっぱりそのバランスというのは、ちゃんと行政としても認識として持っていたきたいなということを1点申し述べるのと、先ほどのれんが倉庫に関しては、魅力を損ねないように、支出も削減するけれども、基本的には追加の補正については考えていないということです。せっかく市民にとってのああいう美術館ができたわけですから、魅力の最大化というのは業者だけに任せるのではなくて、やっぱり行政としても一体で頑張っていかなければいけないのかなと思いますので、引き続きよろしくお願いますということと終わります。ありがとうございました。

◎11番（外崎 勝康委員） 私のほうからは、先ほどから議論されております、18ページの星と森のロマントピアといわき荘に関して、1点だけ確認したいなと思っておりました。

要は、市民が一番これで疑問を持っているのは、やはり公平性であると思っております。ですから今回、市として、ある意味では市民サービスという視点からも、こういった市としての公金を追加するというのは、それはそれなりに理解はできるのですけれども、ただ、先ほども話がありましたけれども、同じ業者としての立場で見た場合

には、公金をやることによってしっかりした、いわき荘にしてもロマントピアにしても、それなりのサービスがちゃんとできると。

片や、ほかの業者は、ほかのホテルとかはどうかといえば、人員削減を様々しています。その中で、サービス自体がほとんどできないような状況も報告されております。そういう意味では、それ自体が公平性というものに対して、市としてきちんと調査して調べた上での公平な行政としての対応というのは必要だと思っております。それに関してお聞きしたいと思います。

◎観光課長（早坂 謙丞） ロマントピアとアソベの森等の市民サービスの公平性ということでございますけれども、想定していない新型コロナウイルスが発生して、施設の維持管理をしていくに当たって、市民サービスというのがこれまで同様にできないというところはあるかと思えます。この辺につきましては、コロナが落ち着いた辺りにまた再開しようですとか、いろいろ協議を重ねた中で、また第2波、第3波ということが発生しております。

先ほども御答弁させていただきましたけれども、こういったコロナの影響がある中で、学んだといいますか、経験したところをしっかりと生かしながら、市民サービスの再開できるものは再開したりですとか、そういったものは市としても求め、また一緒にやっていきたいと思っております。

◎11番（外崎 勝康委員） それも一つあると思うのですが、私が今聞いているのは、他の旅館業者です。要は、個人でやっているものとかいろいろありますが、その方がいろいろな意味で人員削減等をして、上手にサービスできていないというお話も聞いております。だから、そういうサービスができない業者と、ある意味では市がこうやってサポートしている宿泊施設の格差が生まれ

ることによって公平さが失われると思うのです。

そういう意味では、やっぱりそういった方の声もしっかり聞いた上での公金というのは必要だということを今話しています。ですから、やるのであれば、全体としての公平性をどう考えて、市として今回、これをやろうとしているのかというのを今聞いていますので、そこを明確に御答弁ください。

◎観光部長（岩崎 隆） 委員おっしゃるように、民間のほうも大分苦しくてと。そこの公平性というお話でございます。

まず、その前に1点、ちょっとくどいようですが、同じ宿泊業というような捉え方をすれば、そうではあります。ただ、ロマントピアにしても岩木振興公社にしても、宿泊施設だけをやっているわけではなくて、その他、いわゆる市民サービスの部分も担っていて、主に観光も中心にいろいろな役割といたしますか、そういったところも担っているということが一つございます。

今言われたように、民間の声も聞くということで先ほどもお話しされましたけれども、確かに今の観光に関わる、いわゆる宿泊業界のほうの状況というのはしっかり把握した上でということは、私もそう思うてございますのでよろしく申し上げます。

◎11番（外崎 勝康委員） 意見要望だけにしたいと思います。今の部長が言うのも確かに一つの理屈としてはあると思うのですが、ただ、やはり一般市民の目から見れば、誰から見ても納得できない部分は多々あると思うのです。

ですから、そういう意味では同じお客が来ても、やっぱりサービスがあるところにお客は流れていきますよね。そういうのはあると思うのです。ですから、あそこに行きたいと思ったけれども、あそこのサービスがよくないのでやっぱりこっちに行こうとか、そういったいろいろな経営

的な作用にもつながっていくと思うのです。ですから、そういう意味で、もっと丁寧に様々な意見を聞きながら、今後の市の政策として、ロマントピアとか今回いわき荘はこうしてやるけれども、次は市のそのような事業者に対してもいろいろと政策を今考えていますということで今後やっていきたいというような、もう一步踏み込んだものも今後必要ではないのかなということで質疑させていただきました。

◎13番（蒔苗 博英委員） 私からは、20ページ、21ページにかかっております小中学校の冷房設備工事についてであります。

今回、補正しようとしている小中学校の冷房工事の内容についてお伺いいたします。

◎学校整備課長（高山 知己） 職員室等エアコン設置工事に伴います受電設備の改修ということでございます。

まず、職員室等へのエアコンの本体の設置工事につきましては、9月議会において補正の第10号ということで機械設備の工事、それから電気設備工事の御議決を頂いて現在進めているところでございます。

昨年度までに設置した普通教室に加えて、今回職員室等へのエアコンも増設することによりまして、学校全体で消費する電力量というものの増加が見込まれまして、高圧受電設備の改修というものが必要になりましたことから、庁内関係課、それから設備業者の協力も得ながら、各学校の受電設備の状況、改修の必要な箇所などを精査しまして内容がまとまったことから、今回追加をして改修工事を行うものであります。

内訳といたしまして、設計業務委託経費として小学校、中学校合わせて2619万6000円、受電設備の改修工事費として合わせて3億6793万4000円、補正額の合計が3億9013万円となっております。

財源でありますけれども、地方債を予定してお

りまして、有利な合併特例債をできる限り充てていただけるということで、そのほか学校債を予定しております。

改修工事の内容ということでございますけれども、学校ごとに設置しております受電設備、いわゆる変圧器、トランスと申しますが、この容量が大きくしないといけないということによりまして、交換が必要だと。この変圧器を収納するキュービクルと申しますが、屋外にあることが多いのですけれども、受電設備を収める金属製の外箱を小学校24校、中学校12校の合わせて計36校について更新をするというものでございます。

最後に工事期間ですけれども、今補正予算案に繰越明許費も計上させていただいております、改修工事の完了は、令和3年度末までと計画しております。

◎13番（蒔苗 博英委員） 大変詳しくありがとうございます。

再質疑ですけれども、この9月議会で補正があったわけですけれども、このときは新型コロナウイルス感染拡大防止対策交付金という形で補正を計上したと認識しております。

今回、12月議会も、また先ほどのキュービクル更新とか様々、ちょっと分かりにくい話ですけれども、多分室外機が力不足だから取り替えるということなのだと思うのですけれども、この形を9月も補正、12月も補正と、一括にできなかった理由というのはどういうことなのですか。

◎学校整備課長（高山 知己） 一緒にできなかったのはなぜかということです。まず、エアコンの室外機の容量ということではなくて、学校全体の、エアコンの設置により電力量が多くなるということで、学校に引き込む実際の受電設備の改修が必要ということでございます。

今回、整備手順、あるいは予算措置などを検討しまして、9月にエアコンの本体工事、それから

今回、受電設備の改修工事を分けて、9月に本体の工事を補正しております、これを分離することにより、工事期間が長期にわたる受電設備の改修工事の完了する前でもエアコンの本体の設置工事を先に行うことによって、運用方法を工夫することによって、来年の夏から職員室等でもエアコンが使えることができるようになるというものであります。

受電設備の改修には、トランスの容量が大きくなるというほかに、先ほども御説明しましたキュービクルの作成というのも必要になりました、作成にも時間がかかりまして、工事期間も来年度にわたるということであります。

この改修内容を精査するために、トランスの容量をどのくらい大きくすればいいのか、既存のキュービクルというものに収まる場合もありますし、収まらない場合もあると。そうすると、更新が必要だと。また、確認の過程で受電設備自体の老朽化というのもあります。この確認作業に期間を要したものです。

仮にエアコンの本体工事と受電設備の改修工事を同時に進めた場合には、今回の12月補正以後の事務手続となりまして、来年に入ってから業務に着手するようなことになりまして、来年の夏に職員室等のエアコンの使用には間に合わないということになります。

それから、先ほど委員からも財源のお話でしたが、9月のエアコンの補正の財源としては新型コロナウイルスの臨時交付金の対象とさせていただきますが、御承知のとおり臨時交付金というのは年度内に事業が完了しないといけないということで、年度を繰り越すことができないということでございます。そのため、エアコンの本体の工事を年度内に完了させるために先に本体工事のほうを予算計上させていただいて、受電工事の設備の工事を分けて、今回、補正予算に計上さ

せていただいたものです。

◎委員長（工藤 光志委員） 理事の方に申し上げます。先ほど、開会と同時に説明は要領よく簡潔にというふうに委員長から申し上げました。以後、それを注意して答弁の方、よろしく願いいたします。

◎13番（蒔苗 博英委員） 丁寧な説明でよく分かりました。

3月議会で、福士議員がこの件については質疑しております。そのときに、教育部長の答弁の内容を見ますと、設計というもろもろ含めまして総額約3億6000万円程度になると見込んでおりますと答弁されております。

今回、補正に関わる9月と12月を足せば約7億円ぐらいになるのですね。そうすると、当初の3億6000万円からしてみても倍の金額になってくる。ここまで膨れ上がった理由を答えていただきたいと思います。

◎教育部長（鳴海 誠） 3億6000万円という金額のまず根拠でございますけれども、機械設備、電気設備工事が約2億4000万円、それから受電設備の改修が9000万円程度、設計として約3000万円と、あくまでも概算で算出したものでございまして、各学校のそういう設備を実際に確認して算出したものということではございませんで、キュービクルの更新は考えずに、鉄製の外箱を替えるところまでは踏み込んだものではございませんで、変圧器のみを交換してはという条件の下にあらあらで積算したものでございます。

今回の補正予算を計上させていただきましたけれども、改修工事の準備に当たっては、実際、学校ごとにキュービクルの状況、老朽化の状況が全く異なりますので、建築住宅課、それから専門の業者に実際に見ていただいて、キュービクルの変圧器を変更して大きくなった変圧器が入るのか、

変圧器そのものが古くて交換が必要なのかというところを1校1校しっかり見ていただいた上で積算したものでございます。

よって、3月時点でのように変圧器のみを替えるということでございますと1校当たり約200万円前後で済むような形にはなるのですが、外箱のキュービクルそのものを替えてしまうと1校当たり1000万円を超えるような規模になってしまいます。ということで、キュービクルの更新の有無ということで工事費用、工事期間に大きな影響を与えるということで、増額の積算となったものでございます。

なお、このことにつきまして、こういうふうな形になる前に事前に皆様に御説明すべきであったのかということにつきましては、質疑を受けながら、私は非常に反省してございますので、もう少し丁寧な説明が必要であったと思います。

◎13番（蒔苗 博英委員） 意見です。

よく分かりました。非常に詳しい説明で本当によく分かったのですが、今回の補正、いわゆる学校債、あるいは合併特例債ですか、を使って有利な財源で実施していくのだという説明でありました。教育環境がよくなっていくというのは非常に子供たちにとっても、そして先生にとってもいいわけでありまして、ただ一つだけ、今、外箱の話もしましたけれども、今年は雪が多いです。外箱が雪で壊れないようなやり方でひとつやっていたいただければなと思っております。

以上で終わります。

◎9番（千葉 浩規委員） 私からは、14ページ、2款1項1目ICT活用事業についてです。資料ももらいましたが、テレビ会議、テレワーク、公共施設ポケットWi-Fiというふうな事業内容になっているということですが、今回は公共施設のポケットWi-Fiについて質疑させていただきます。

例えば市民会館にもWi-Fiが据えつけられているのですけれども、こういったこれまでのWi-Fiと今回のポケットWi-Fiの位置づけの違い、また使い方の違いについて答弁をお願いします。

続きまして、18ページの次代のさくら光プロジェクト総合演出事業、7款1項3目についてです。様々、答弁もありましたけれども、よく分からないのが、新しい観光ニーズに応じてかつ人も分散できるという、大変すばらしい内容のように聞こえるのですけれども、具体的にはどのようなライトアップになるのかと。きっとすばらしい内容なのかと思いますけれども、どのようにすばらしいのか私には理解できないと。

あとは、来園者の想定はどのように考えているのか答弁をお願いします。

続きまして、19ページ、20ページ、10款2項1目、10款3項1目です。小中学校の修学旅行キャンセル料等支援事業費補助金についてです。

今回、コロナの影響もあったと思いますけれども、中止や、また不参加の実態、あとは今回のこの補正で保護者の負担はどのようになるのか答弁をお願いします。

続きまして、最後ですけれども、19ページ、20ページの小中学校就学援助事業の減額です。括弧して学用品等と書いていますので、コロナの下では増えるのではないかと思いましたがけれども、逆に減額となったということなので、その理由について答弁をお願いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 私のほうからは、市民会館などの既設のWi-FiとポケットWi-Fiとの違いということで御答弁いたします。

これまで整備してきたWi-Fi環境ですが、弘前フリーWi-Fiということで、市民会館など21施設で利用可能となっております。この整備

の目的としては、主に観光客が情報収集する際の利便性の向上ということで各施設のロビーなどで利用できるようにしてきたものです。

このたびの新型コロナウイルス感染症対策として、公共施設の会議室でのWi-Fi利用ということで、要望等もありまして、今回のポケットWi-Fiはこのような会議室においても利用できるように16施設、20台を整備することとしたものです。これまでの弘前フリーWi-Fiとは、別なWi-Fiを利用するということとなります。

◎観光課長（早坂 謙丞） 次代のさくら光プロジェクトの関係でございますが、まず、どのようにすばらしいライトアップになるのかということでございますけれども、今想定しておりますのは、主役である桜を一層映えるライトアップ演出、これは弘前城秋の大祭典におきまして、本丸から北の郭に下りるところに一部そういうようなライトアップをしております。今後、プロデューズというのも委託の中に入れておりますので、そういった中で映えるような形のスポットを見たりですとか、それから例えば四の丸の大きいイチョウの木の辺り、これまでスポットが当たらなかったようなところにもライトアップして、人の流れをつくってまいりたいと思っております。

あと、さくらまつりの来園者の想定規模ということでございますが、現時点でこういうコロナの状況もありますので、数値的な規模を具体的に試算はしてございませんけれども、毎年200万人の規模を超える人出を記録しておりますので、スムーズに入園できるですとか、そういった密集状態を回避できるよう、工夫をしながら受入体制を整えたいと思っております。

◎学務健康課長（菅野 洋） 私のほうからは、修学旅行のキャンセル料に関する御質問にお答えしたいと思います。

まず、実態ですけれども、修学旅行のほうのキャンセル料は、早い時期にキャンセルしても交通費や宿泊料のキャンセル料がかからないといった場合であっても、企画料や取扱料がかかって、その分の負担があります。学校全体としてはそうなっています。

あと、学校は修学旅行に行くと言ったけれども、生徒が熱を出したりコロナの疑いがあるとかで突然休んだ場合にかかる保護者への負担というのがあります。その二つを今回支援しようとするものでありまして、保護者の負担ですけれども、そこは補助率が10の10ということで、旅行会社からは前日までのキャンセルというのが旅行代金の40%だということですので、保護者の負担はおおむねないものと考えております。

あと、各小学校の修学旅行をやったかやらないかというところですが、各学校では、いろいろ日程とか旅行先の変更等を検討していたのですが、最終的に結果としては、小学校は34校中2校中止しまして、中学校は16校中11校が修学旅行を中止しております。

あと、小中学校就学援助事業の関係ですけれども、援助事業は学用品費等となっていますけれども、「等」のところは宿泊を伴う校外活動とか修学旅行の費用も含まれていまして、今回はそれらが中止になったと。修学旅行が中止になったりとか、宿泊の校外活動が中止になったというところから、その部分が事業費として減額になったということですので。

◎9番（千葉 浩規委員） ありがとうございます。

そうしたら、ICT活用事業についてなのですが、例えば市民会館の大会議室でも今はWi-Fiが使えるわけですが、それと今回のポケットWi-Fiを使った場合はどのような違いが出てくるのかということと、あとは、ポ

ケットWi-Fiが実際に配備されるスケジュールというのはどうなっているのかお答えをお願いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 市民会館におけるポケットWi-Fiですけれども、会議室へのWi-Fiの環境整備を目的としておりまして、会議室等で情報の検索、オンラインセミナーなどで利用していただくことを考えておりまして、その一つでテレビ会議室の利用が可能というふうにお話ししております。会議室で利用する場合は、利用の方がスマートフォンとかタブレットなどを持参していただいて利用していただくと考えております。

今、委員がお話ししておりますWi-Fiですが、これまでの弘前フリーWi-Fiはロビーという形で会議室のほうには電波が届いておりません。なかなか使いづらい状況になっておりますので、それを改善するために会議室のほうにポケットWi-Fiを整備して利用をしていただくと考えております。それで、そのポケットWi-Fiは持ち運びができるということになります。（「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

大変申し訳ありません。答弁漏れがありました。スケジュールですけれども、今回御承認いただければ2月頃から使えるようなスケジュールで考えております。

◎9番（千葉 浩規委員） 大変、私も期待しておりますので、ぜひお願いします。

同時に、これを使う場合にどうしてもディスプレイやプロジェクターがないとなかなか不便な面もありますので、ディスプレイを自分で持つてくるというのはなかなか大変な話なので、ぜひ今後、ディスプレイやプロジェクター等の備品も充実していただくようによろしくをお願いします。

◎7番（石山 敬委員） 私からは1点、19ページ、9款1項4目防災行政無線アプリ整備業務委

託事業についてお伺いします。

まず、この事業の内容について、また今回この事業が今議会にかかる理由についてお伺いします。

◎防災課長（西谷 慎吾） 今回の事業内容ですけれども、市の今ある防災行政無線と連動するアプリを整備いたしまして、スマートフォンなどにそれをダウンロードすることによって無線のスピーカーから流れる放送された内容をリアルタイムで音声により確認することが可能になるということでもあります。また、タブレットで文書などの文字情報を作成して、そちらも配信するということも可能になります。

今議会で補正する理由でございますが、さきの第3回定例会におきまして、防災行政無線が聞こえにくいところがあるということで御質問・御意見を頂戴したところですが、その導入について速やかに市のほうでも検討いたしまして、来年の春先に、例えば融雪による出水、そういったものに対する防災のほうも考えて、なるべく早期に整備したいと考えておりまして、あと、今年度有利な起債で緊急防災・減災事業債というのがありますが、こちらも活用できるということで、今回補正予算により対応するというものでございます。

◎7番（石山 敬委員） 今現在、スマートフォンで得られる防災アプリというのも多々ありまして、ほぼスマートフォンを持っている方については多分既にダウンロードしていると思います。大変、最近の防災アプリは機能も高機能でございます。例えば今年であれば、大雨が降ったり、そして強風が吹く直前にお知らせが入って、それをタップすれば現在位置、そしてその付近の雨雲とか、そしてさらにそこから避難場所まで示されると。さらには、ハザードマップというボタンもあって、そのボタンを押せば、各市町村の防災

のホームページにジャンプすると、非常に便利なわけでございます。

先ほど課長からも説明ありましたが、今回の防災アプリの機能・特徴について、また既存の防災アプリとの違いについてお伺いします。

また、今導入するアプリから市のホームページとか、あとほかの防災アプリへのリンク、そのようなことが可能なのかお尋ねします。

◎防災課長（西谷 慎吾） 今いろいろな防災アプリがあるのですけれども、今回、市のほうで整備するものは、先ほど申し上げたとおり、市で放送する内容をスマートフォンなどでそのまま音声で確認できるということで、当市に限定というか、特化したいろいろな情報を提供できるというものでございます。

今回整備する段階では、ほかのそういったアプリであるとかホームページといったものとの連携というのはちょっと想定はしていないのですが、今後、防災やアプリを取り巻く環境といったものを踏まえながら、必要な機能の追加についても検討してまいりたいと考えております。

◎7番（石山 敬委員） 今回、アプリということですので、ガラケーの所有者の方は今回この恩恵を受けることができないと。たしか、弘前市では携帯のキャリアを介して緊急速報メール、エリアメールを、たしか私たちも総合防災訓練等でどこどこ地区に対して送りましたというような、これは決してEメールアドレスがなくても一方的に携帯を持っている方に送信されるわけなのですが、この緊急速報メールが非常に有効というように個人的には考えるのですが、従来のメールとこのアプリの併用とか、またメールの活用について御見解をお願いいたします。

◎防災課長（西谷 慎吾） 緊急速報メールにつきましては、委員おっしゃるとおり、ドコモとかau、ソフトバンクといった各キャリアごとに市

が契約して配信されるということなのですけれども、その利用規約におきまして、送信できる内容というのが避難指示であるとかといったものにある程度あらかじめ定められたものに限定されていまして、また、送信エリア自体も市内にある携帯に送信されるということに限られていると。また、文字情報しか送信できないということになっています。

それに対して、今考えているアプリでは、もう少し幅広い内容についても音声情報として発信可能であるということもありますし、あと、市内にいらなくてもダウンロード可能ですので、例えば身内でスマートフォンを保有している人が市外にいて、その人がダウンロードして対応することによって、スマートフォンを持っていない身内であるとか知人の方に、持ってないわけなので固定電話とかになると思うのですけれども、そちらのほうで教えたりすることができるということでございます。ですので、アプリが整備された後は、緊急速報メールのほうと併用して活用してまいりたいと思っております。

◎7番(石山 敬委員) 今回、防災行政無線アプリ、市独自で導入するという事は非常にいいかと思えます。防災情報を得る手段としては新たに増えたということではいいことだと思います。

一方で、防災無線が届かない、そしてスマートフォンを持っていない方、いわゆる情報弱者の方については、防災の情報が行き届くようにこれからも対応を検討していただきたいと思えます。

◎委員長(工藤 光志委員) ほかに御質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

◎委員長(工藤 光志委員) 昼食のため、暫時休憩いたします。

[午前11時36分 休憩]

[午後 1時00分 開議]

◎委員長(工藤 光志委員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに御質疑ありませんか。

◎2番(成田 大介委員) 私からは、項目は三つですが、大きく2点お聞きしたいと思います。

まず、14ページのICT活用事業です。先ほど千葉委員も質疑しておりましたが、ポケットWi-Fiを16施設に20台ということだったのですけれども、複数台置く施設はどこかということをお教えしてもらいたいです。

それと、会議室もいろいろ、大・中・小いろいろな会議室があると思うのですけれども、ポケットWi-Fiで使える範囲というか、どの程度のキャパまで使えるのかということをお聞きしたいです。

そして、予算書の19ページ、20ページ、10款2項1目、10款3項1目小中学校校内通信ネットワーク事業の追加というようなことをございまして、これもまた追加が、2回目ぐらいの多分追加予算になるかと思うのですが、もう一度改めて当初予算、そして配備予定の日程、そしてまた追加の詳細をお聞かせ願いたいです。

◎情報システム課長(羽場 隆文) まず、ポケットWi-Fiを施設に複数台置く箇所ですが、現在想定しているのは、運動公園の会議室、それから市民会館の会議室、それから市民文化交流館、それから弘前市総合学習センターに各2台ずつ置くこととしております。

あと、1台当たりのキャパということですが、ポケットWi-Fi1個当たりパソコン15台使えるという性能のものを導入することを考えております。

◎学校整備課長(高山 知己) なるべく簡潔に説明します。

G I G Aスクール構想の実現に向けて、6月議会で委員おっしゃるとおり、児童生徒1人1台端末の導入、それから校内Wi-Fiネットワークの整備を現在進めております。

今回の補正の内容ですけれども、1人1台端末の整備を今進めておりまして、1万台近く増えるということになりまして、これをもし整備したとしてもネットワークにつながらなくて使えないといったことがないように、インターネットの回線を増設するのが主なもの、それから1人1台端末の予備機を購入するというものが主な内容となっております。これにつきましては国の補助事業を利用するほか、コロナウイルスの臨時交付金の対象となりますので、これを充てさせていただくというものでございます。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。

ちなみにポケットWi-Fiなので、私の勝手なイメージなんですけれども、範囲というか広さというのをちょっと聞きたいです。

それと、詳細のところには児童1人1台端末整備に係るネットワーク機器回線の増設ということだったので、当初の予定の中にはその増設というか、その負荷という部分に関しては計算はしていませんでしたか。

◎情報システム課長(羽場 隆文) まず、どのくらいの広さで使えるということですが、障害物とかの絡みもございまして、一概にこの広さということではありませんが、一応市民会館の大会議室の中では使えると判断しております。

◎学校整備課長(高山 知己) ネットワークの増設ということですが、これにつきましては、1人1台端末の選定をしてどういう機種になるか決めてから、さらには学校のネットワークを整備したところを使ってテストを行うということで、補正が済んだ後にテストをして、どのくらい

回線が必要かというのを判断して今の補正に計上させていただいたということでございます。

◎2番(成田 大介委員) ポケットWi-Fiに関しては、恐らく各施設本当に1台ずつというか、2台、3台、複数台あって、どこでも移動して使えるようになれば、稼働率も上がるのではないかなど。特に今の若い人なんかは、もうWi-Fiを求めて歩いていますので、よろしく願いいたします。

教育委員会の学校ネットワークの整備事業に関してなんですけれども、整備の遅れはないというようなことと、あと、いつから児童生徒が使えるようになるかというのを最後にもう1回お聞かせください。

◎学校整備課長(高山 知己) G I G Aスクール構想の実現ということで、まず1人1台端末の導入、それから校内通信ネットワークの整備を御議決いただきまして順調に進んでおりまして、年度内に工事のほうも完了する予定でございます。

1人1台端末については、2月中には全台納入予定となっております。それが納入されますと、新年度から学校の中で使っていただけるように準備を進めていきたいと思っております。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。

では、4月から間違いなく児童生徒が使えるようにということと、また教える側のその辺の考え方とかもしっかりまとめて指導していただきたいなと思っております。ありがとうございました。

◎20番(石田 久委員) 私は、15ページの3款1項2目の心身障害者福祉費について、放課後等デイサービス扶助費追加7776万円ということとかなりの金額なわけですが、これは利用見込み者の増に伴って扶助費が増加したというふうにありますけれども、これは人数的にはどれくらい増えたのか。

それと、今回、新型コロナウイルス感染の防止のため小学校等の休業に関連したから増えたのかどうか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

それから、二つ目は、3款2項2目の児童運営費、16ページです。その下のところにもあります認定こども園等給付費追加と一緒に質疑したいと思います。

これについては、保育所運営費減額1億3817万8000円の減ということで、説明には児童見込み数の減に伴う扶助費の減額というのを書いています。その一方で、認定こども園のほうは、説明には国の基準単価の増で扶助費が追加というのを書いていますが、これについては、今回の場合は、保育所運営費が1億3817万円も減額されて、認定こども園が5700万円の増という形になっていますけれども、これについて保育所のほうだけが延べ見込みが書いていますけれども、これについてはどうなのか。保育園のほうだけ児童数が減ったのか。それから認定こども園は児童見込み数の記載がないけれども、こちらは児童数は減っていないのか。

それと、今回、小学校、高校の統廃合などが今行われていますけれども、少子化の中で保育園等認定こども園の全体で考えてみますと、子供を保育する園の数はトータルとして増えているのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

◎障がい福祉課長（白取 靖夫） 私から、放課後等デイサービスの扶助費の関係でお答え申し上げます。

今回、約7800万円ほど増額の補正ということでお願いしておりますけれども、人数がどれぐらい増えたのかということでございます。当初予算の段階では、延べ利用者数を5,040人と見込んでございました。しかし、今年の上半期の利用実績、

それからその平均を基にして今後の伸びを調べたところ、延べ利用者数5,395人になると見込まれまして、355人が増加してございます。それから、利用日数も当初は5万7105日で見込んでおりましたが、これが延べ6万2589日になる見込みでして、5,484日ほど増えるということで、今回の増額に至ったものでございます。

それからもう一つ、新型コロナウイルス感染症の関係でございます。確かに、学校の休校措置がありましたけれども、国のほうから休日扱いで放課後等デイサービスの事業を引き続き運営してほしいというような事務連絡が今年2月27日に発出されてございます。

それに基づきまして、事業者のほうは引き続き運営はしてくださってございましたけれども、それによって増えたという面もあると思うのですが、その一方で感染リスクを考えまして、やっぱり保護者の方が利用を控えさせるというような例も実際あったと聞いてございますので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が増につながったか、逆に減になったかというところは、一概にちょっと、影響があったかどうかは何とも言えないと考えてございます。

◎こども家庭課長（石澤 容子） 私から、保育所と認定こども園の状況についてお答えします。

まず、園の数のほうからお答えします。保育所については今年度39施設、これは前年度と変わっておりません。認定こども園は県からの私学助成を受けていた幼稚園が1施設が認定こども園に移行いたしましたので34施設となり、合わせて73施設となっております。

また、説明欄に書いてある理由のところですが、保育所の運営費のほうにだけ延べ児童見込み数の減とありまして、認定こども園のほうは国の基準単価の増に伴いと違う理由を記載しておりますが、こちらは、当初の児童見込み数と比べ

るとどちらも延べ児童見込み数は減っております。また、どちらも国の基準単価の増による児童1人当たりの保育単価は上昇しているものでございます。ただ、説明を記載する際に、補正額に対してより影響の大きな理由を記載したものでございます。

具体的には、保育所のほうは、延べ児童見込み数が当初見込んだ年間3万4321人ほど利用がありますけれども、そこから1,600人の減、実人数で130人ほどの減。それも、さらに保育単価が21万円を超える乳児、あと、同じく保育単価が13万円を超える1、2歳児の利用見込みが大きく下回ったことから、国の単価改正による上昇分を合わせても1億3817万8000円の減額となったものです。

また、認定こども園のほうは、当初に見込んだ年間3万2243人より307人ほど減、実人数でいきますと1月当たり25人程度の減。こちらは乳児等は大きく減っていないということから、かえって国の基準の単価による改正のほうでプラスのほうが大きかったということもありまして、再計算したところ、5781万7000円の増額となったものでございます。

◎20番（石田 久委員） 放課後デイサービスのほうは、大体分かりました。かなり、7700万円の増ということで、いろいろな形でコロナの関係もあるのかなということで質疑しました。

次に、保育所のところで再質疑させていただきたいと思います。今、課長が答弁なさいましたけれども、はっきり言って、小学校とか高校、大学とか、みんな減になっている、統廃合とかになっているわけですけれども、保育園と幼稚園が73施設あるということなのですけれども、そこで児童数の見込みが減っているということは年々保育需要が減っているのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それと二つ目には、社会福祉の概況を見ます

と、募集しても、100%園児がいるというところもあれば、その6割ぐらいしかいないというところもあるのですけれども、その中で保育の需要は減っていない。待機児童はどうなっているのかということと、それから、いつも出ていますけれども、その中で待機児童と同じく言われている保留児童、私のところは時敏学区なのですけれども、時敏のところは全部100%で、申し込んでもその地域に入りたいけれども入れないのだというような保留児童とか、そういう児童に対しては今後どういうふうな対応をしていくのかお答えしてください。

◎こども家庭課長（石澤 容子） 年々保育需要が減っているかどうかということにつきましてですが、当初、予算を見込むときに、あくまでも当初見込んだ数から見ての今回の減額ということではございまして、実際の保育需要が減っているということではございませんで、実際、保育の施設の利用児童数は、ここ3年ほどは横ばい、あるいは僅かながら増加しているという状況になっております。

例えば平成29年度でいきますと、月の平均利用児童数5,242人のところ、また、平成30年度は月5,289人、また、令和元年度は月5,376人ということで、平成30年度と令和元年度を比較しましても、月にして87人ほどは増加しております。

待機児童についてでございますが、待機児童等は各施設において施設の整備による利用定員の増や保育士等の配置にも配慮していただきまして、各施設の御協力もありまして、これは年々減少しております。例えば平成29年度は98人、平成30年度は42人のところ、令和元年度末は8人という状況にはなっております。

ただ、よく言われる特定の保育所の空きが出るのを待って入る家庭のお子さんの保留児童につきましては、平成29年度は106人、平成30年度は146

人に対して元年度末では177人という状況になってございます。ただ、昨年度と今年度の11月末の保留児童を比べますと、昨年度は11月末で93人、今年度は11月末では68人ということで、25人ほどの減とはなっております。

また、保留児童に関して、今後どうやって対応していくかというところですが、各保育所のほうでも施設の整備とか、さらに保育士を増やせるかとか、そういうことをこちらから働きかけることも必要かとは思いますが、ただ、各施設においては目の行き届くような適切な保育をするための方針、あとは、それぞれ運営上の事情もあると思いますので、こちらとしては、利用者の方に対して絶えず空き情報を更新しながら、なかなか空きが出ない施設を希望している方にほかの施設の見学とか利用を呼びかけるとか、少しでも利用者が安心してほかの保育所を選択できるように情報提供、あるいは相談に応じて、保留児童の減少につながるようにしていきたいと考えております。

◎20番（石田 久委員） 大分状況がつかめました。びっくりしたのは、小学校とか高校が統廃合する中で、子供が保育所とかこども園とか73施設が現状であるという中で、待機児童とか、あるいは保留児童の方もいらっしゃるということで、それは改善していただきたいなというふうに思っています。そういう意味では、子育てするなら弘前という形で、ぜひとも今後もまた進めていただきたいと思っています。

◎23番（越 明男委員） 私のほうから、新規事業に関わる補正予算二つと指定管理に関わる部分を二、三点分けて伺いたします。

最初に、14ページ、2款1項3目旧市民参画センター等解体工事についてであります。工事概要を確認したいと思います。その中で特に解体工事の時期をいつ頃と見ているのかという点を伺いたします。

二つ目、参画センターを市が取得した経緯をちょっと振り返らせていただきたいと思いますのでお答え願いたいと。

それから最後、3点目に、一般質疑で市立病院並びに旧一大小跡地利用、全体的な公的施設の再編計画との関係もありますのでお聞きしますけれども、解体工事終了後、この跡地はどのように利活用の今計画でいるのか、この点。

二つ目、17ページ、6款1項3目りんご公園整備事業750万円について、りんごの家の空調設備の改修という説明がございまして。どう改修が必要なのか。これ一つ。

それから、りんごの家がこの間補強されてきた推移があるわけですが、りんごの家の直近の活用状況について、活用状況の概数的な部分と、それに対する担当課の評価、この辺をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

続いて、指定管理料に関わって、私も今日はぜひ行わせていただきたいということで、頂いた資料も私なりに吟味してこの場に立っております。最初に、7款1項6目の岩木振興公社並びにロマントピアそうま担当課の観光課に関わって何点か伺います。

一つは、ああ、そうだったのかということで思わざるを得なかったのですが、特に岩木振興公社のいわき荘については、指定管理料がなかったと、これまで。でも、今回、実質指定管理料が発生、あるいは追加と思われる形で我々に今提案されてきているわけですね。それから同じくロマントピアもそうなのでありますが、そこで二つの公社を通じて、今回指定管理料、あるいは指定管理料と思われる部分が補正で提案されてきているわけですが、この二つの公社といいますか、財団と市が議論をしなければならない、つまり事業が落ち込んだものですから、補填、あるいは公的資金の投入と思われる議論を闘わすというか、

議論をしなければならない根拠というのは何なのか。市の条例ですか。規則ですか。ここを僕ら市民的説明を求められた場合には、非常に大事なところだと思いますので、私のほうでもこのところの市の持っている条例、あるいは規則、その根拠は何を基にして補正の提案となっているか、ここを一つ確認させてもらいます。

それから二つ目、議論を広げると切りのない話になることは私も重々承知な上で質問いたすのですが、今回のロマントピアと岩木振興公社への補正問題を考える際に、我々が忘れてはならないのは、二つの公社、財団とも、たまたま第三セクターだという問題なのですね。しかも出捐金でしたか、100%市の出捐金ですよ。こうなると、公的施設ですよと、これは誰も分かる話なのですが、そこで、私聞きたいのは、岩木振興公社並びに相馬ロマントピアの財団二つ、公社二つ、現在市の理事者と言われる方、幹部職員と言われる方はどなたが派遣とってはなんですが、任を負っているか、ここを確認させてください。

3点目、ロマントピアそうまに絞って最後3点目伺います。大変この経営状況を心配しております。この議場でも一般質疑でも随分と議論を闘わせてきました。第三セクターをめぐって点検評価委員会だとか何とかといっぱいありました。この中では、ロマントピアそうまは特に非常に行政も議会も心配してきた財団法人ですよ。ロマントピアそうまの行方、ここは岩崎部長からでもいいですので、触れていただけませんか、お願いします。

最後、指定管理料の弘前れんが倉庫美術館の問題です。ここも午前中から、また一般質疑を通じて大分議論はされてきました。若干重複するものもあるかもしれませんが、私なりに考えて、ぜひこの場で質疑させていただきたい点を以下3点お話しさせていただきますのでお答えください。

一つは、弘前芸術創造株式会社と担当課、市との協議経過を知りたいのですよ。どんなペースで、どういう内容で、何をどう議論されてきたのかということを経過的にお答え願えません。確認したいと思います。その場合も、問題になるのは市と弘前芸術創造株式会社がディスカッションをする場合に協定書の、あるいは契約書のどこに依拠して協議をしてきたのか、ここを一つ確認させてください。

それから二つ目、指定管理料の問題です。これは確認です。今たしか1億1000万円ですね、指定管理料ね。17年、18年でしたか、これは議場で私もずっと批判的に受け止めてやってきましたので、これはこれでいいのですけれども、こういう今、事業収入が大変だという会社からのある面ではシグナルを受けて、現行の指定管理料の1億1000万円は来年度以降、変化球はございますか、変化はありますか。あるとすれば、ないとすれば、何を根拠にしてないと言えるのか。この点ちょっと確認させてください。

最後、資料を全議員に、頂きました。れんが倉庫はPFIなのですよ。この問題を捉える場合の根本は。国から通達が出されているのは分かりました。裏表の解釈によっては、何を言いたいかよく分からないようで、早い話が、責任を持って対応しなさいということだけは私も分かったのですけれども、国の通達の解釈を市はどう受け止めたのでしょうか。この点を伺っておきます。

◎管財課長(工藤 浩) 旧市民参画センター等解体事業に関する御質疑でございます。

旧市民参画センターの解体につきましては、令和3年度内に、元寺町にあります旧弘前市民参画センター、更生保護サポートセンター、市民中央広場前公衆便所の解体工事を実施するものであります。令和2年度中に解体に係る設計業務を委託いたしまして、令和3年9月頃に解体工事に着手

する予定となっております。

次に、旧市民参画センターの取得の経緯ということでございますけれども、契約の日付といたしましては、平成12年1月17日となっております。取得依頼をいたしましたのは平成11年12月24日ということになっておりまして、仮称ではありますけれども、市民活動センターとして活用するために、ひろさき広域農業共済組合から取得したということでございます。

あと、解体後の活用ということでございますけれども、現在、都市計画課を中心といたしまして庁内で検討を進めておりますが、当面は公用車の臨時駐車場のほか、従来どおりのねぶたの棧敷席ですとか、市民中央広場で行われるイベント関連の使用を見込んでおります。

◎都市計画課長（中田 和人） 今の、今後の活用に関して追加させていただきます。ここの旧市民センターが立地しているエリアが国指定史跡の弘前公園や国の重要文化財に指定されている旧第五十九銀行本店本館が付近に立地しているとともに、JR弘前駅から弘前公園へ向かう観光ルート上に位置していることから、当市では観光面、あと景観上非常に重要なエリアだと認識しております。

その上で、市民中央広場は旧第五十九銀行本店本館の前庭的に整備しております。それらも含め、ですから五十九銀行、市民中央広場、旧市民参画センターの場所を空間的に一体的に整理する必要があると考えております。

それによりまして、長期的な利活用方法等につきましては、庁内の関係課、都市計画課のほか、商工部、観光部等々とも連携し、現在検討しているところでございます。

◎りんご課長（澁谷 明伸） 私のほうから空調設備の改修について御説明いたします。

こちらは、りんごの家のA棟、レストランとか

物販がある建物の空調設備の改修でございます。本年10月に室外機の空調点検を行った際に、2基ある室外機のうち1基の処理能力が大分落ちて、ほぼ稼働していないということが分かりました。現在、1基の室外機と石油ストーブで暖を取っているのですが、来年度に向けて早期の改修が必要だということで、今回補正予算で対応させていただくことになりました。

スケジュール的には、来年4月中旬ぐらいまでに終わるように、今回、繰越明許費のほうも設定させていただいております。

りんごの家の利用状況、担当課の評価ということでございますが、建物だけの人数というのはカウントはしていないのですが、公園の来園者数で申し上げさせていただきますと、平成29年が13万9000人、平成30年が14万5000人、平成31年が15万4000人と。来園者は着実に伸びてきているかなというのは、拡張した成果も現れてきているかなと。

一方で、りんごの家の部分だけで見ますと、B棟のほうにあります研修室のほうの利用状況を申し上げますと、昨年度が39件、今年が11月末現在で21件ということで、こちらは市の初心者向けりんご研修会であったり、県の出前講座とかコンベンションのアップルパイづくりとか、そういうりんごに関係するもので使っていただいておりますけれども、まだまだ利用実績としては少ないかなと思っていますので、そこももっと活用いただけるように周知してまいりたいと思っております。

◎観光課長（早坂 謙丞） ロマンピア、いわき荘等、両方共通するところの支出となる根拠でございますが、本年3月に、総務省から、市と指定管理者との間で締結した協定等において取扱いが明確でない場合は、別途協議等を行って取扱いを決定し、適切な運用を求めるよう通知があったというところでございます。

市及び指定管理者とも想定し得なかったものであり、両者で締結している協定においては、このような事態を想定した費用負担等に係る取決めがなされていなかったところでもあります。

このことから、指定管理者に収支状況の報告書等を求め、協議を継続的に行い、指定管理に係る協定書にある定めのない事項を双方にて協議して定める趣旨の条文に基づき、協議してまいりまして、議決後、指定管理料を支払おうとするものでございます。

それから、ロマンピアと岩木振興公社の役員ということでございますが、一般財団法人星と森のロマンピアそうま、それから岩木振興公社の両方でございますが、理事は観光部長が入っております。また、評議員には副市長が入っております。

それから3点目、ロマンピアに関する御質疑で、経営の状況ということでございますけれども、ロマンピアにつきましては、業務の効率化の提案等の業務を委託しております船井総研からの助言等をもらいながら、経営改善や従業員の意識改革などを図っており、ここ数年は大幅な増収ではありませんが微増で推移しておりました。

今回のコロナの影響により厳しい状況ではありますが、国などの支援制度の活用、それから予約状況による従業員の配置の工夫など、経費節減を図っているとともに、宿泊客などの獲得のための営業活動などにも取り組んでいるところであります。

市といたしましても、引き続き利用者数の状況把握や収支の確認などロマンピアと共有を密にしながら関わってまいりたいと思っております。

◎都市計画課長（中田 和人） 芸術創造とのこれまでの協議内容ということでございます。今年度における運営、維持管理業務の内容及びその費用負担等につきまして、P F I 事業契約第124条

の規定や、あと、これは3項目めからの国からの通達にも係りますが、本年7月に内閣府から発出されておりますP F I 事業に係る新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等を踏まえまして、これまで6回協議を行っております。

この協議におきまして、本年度の運営、維持管理業務に係る収支赤字相当額を算出するために、本年1月に提出を受け、市が承認している収支予算を基に、本年11月以降の来館者数の見込みや感染防止対策に要する増加費用等についてP F I 事業契約や指定管理協定などの関係規程、また春夏プログラムの来館実績を踏まえて、慎重に算出したところでございます。

具体的な協議内容としましては、まず企業努力で減額した部分としましては、感染対策に対するイベント中止、それから式典の規模縮小等々、それから臨時休館を4月、5月にいたしました、その間の人件費の削減、それから休館中の展示室の清掃業務の簡略化、それから感染対策を取ったことによりまして、逆に増額になった部分もございます。受付前の検温、消毒作業、感染対策に伴う消耗品等の増加等がございました。来館者対応としましては、展覧会の日程は、当初、現在行っている企画展が1月中旬まででしたが3月まで延長することによりまして集客に努めております。

このように経費の削減を図る一方で、新たな考えにおける感染防止策を講じるための経費が発生しております。

このように今回増額する指定管理料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、美術館の安定的・持続的な公共サービスを維持するために必要最小限の経費であると認識しております。

続きまして、指定管理料が今後どうなるのかということでございますが、指定管理料につきましては、当初のP F I 契約に基づき15年間で毎年1

億1200万円支払うということが確定していますので、この額に関しては変わりません。

国からの通達につきましてどう受け止めているかにつきましては、指定管理事業者と協議するに当たって、国からの通達も受けて行ったところでございます。

◎15番（今泉 昌一委員） 7款1項6目、これまで午前中からたくさんの議員が取り上げてまいりましたが、私もいわき荘とロマントピアの指定管理について少しお話をしたいと思います。

まず、私の中の結論から申し上げます、やっぱり甘いと思いますよ、今回の措置は。まず、指定管理者自体も、金融調達に取り組んでいない、内部留保も取り崩していない、その中でこの措置はやはり甘いのではないかと。それから、市の算定も実に甘いのではないかと思います。という論点で少し質疑いたしたいと思います。

まず、先ほど午前中の木村委員の質疑に対して、いわゆる算定根拠、この先見込まれる収入とこの先見込まれる支出を引いて、そこで収支の差が出た分を5300万円ずつ今回予算措置したというお話でしたが、その見込まれる収入、見込まれる支出はどうやって算定したのかと。

昨日頂戴した資料では、作成は観光部観光課となっていますね。これは事業者からちゃんとこれから見込まれる、いわゆる経営計画、事業計画というのは出ているのでしょうか。仮に、出ているとすれば、その事業者が出してきた計画と今回観光部がつくった計画と一体どれくらいの差があるものか。

危惧するのは、事業者が出してきたものに

を押したのではないかという危惧もあるわけですから、事業者がきちんと計画を出してきて、それを精査した上で今回の予算決定になったのかと。そこをお聞きしたいと思います。

◎観光課長（早坂 謙丞） まず、事業者からの

計画ということでございますが、コロナの影響が2波、3波とある中で、いろいろ変わってくる中で、書面による今後の計画というような紙ベースのものは、しっかりしたものは出されておりましたが、協議等の継続を重ねる中で、指定事業者側と指定管理料に値する料金の精査を行ってきたというところであります。

特に、岩木振興公社につきましては、全額利用料金完全制ということになっていきますので、指定管理事業である宿泊事業、それから指定管理事業以外のその他の事業というところを仕分けするのにかなり事業者側と詰めてまいりました。

今回、収入の見込みということに関しては、見えない状況ではありましたので、前年、それからこれまでの実績の半分ぐらいと見込んでおります。ただ、新型コロナウイルスが少し収まった時期、8月、9月のGoToキャンペーンが始まったあたりには、確かにロマントピアもいわき荘もかなり上向いて、前年比に近づくぐらい来ておりました。

今回、試算したときには、ちょっとそれを過ぎたあたりで試算しておりますので、半額というふうにはしてございましたけれども、今後、収入が見込まれてくれば、当然指定管理料というのものがついてくると思います。その辺はしっかり、先ほども答弁しましたとおり、ちゃんと精算をしていきたいと思っております。

◎15番（今泉 昌一委員） つまり事業者からは具体的な数字は出ていないけれども、口頭で協議していく中で、市が大体推測をして、見込みを立てたということですね。その辺もすごく甘いと思います。やっぱり本来であれば、事業者がきちんと経営計画を立てて、それを市に提案して、それを市が審査するという形が望ましかったのではないかと、私は思います。

では、市のほうで立てた計画であれば、ちょっ

と細かいことを聞きたいと思います。というのは、私ども議員は、やっぱり市民に聞かれたら答えなければいけないので、曖昧なままにして、そうですか、そうですかとはいかないので、そこを御了承ください。

午前中の木村委員も指摘していましたが、売上げが収入が半分になるにもかかわらず、いいですか、支出のほうは、大体1割かせいぜい2割減くらいなのですよ。ということは、ほとんど固定費だということではないですか。変動費というのは一体どれくらい見込んでいたのかと。

ましてや、いわき荘に関していえば、10月、11月末と前年を上回る、これに対してコロナ対策費だというふうな答弁がありました。具体的にこの時期に行うコロナ対策費、売上げが前年の半分であるにもかかわらず、前年よりも支出が増えるくらいのコロナ対策費というのは、一体何なのでしょう。

次、もっと私がびっくりするのは、令和2年度の年度当初に出した計画値を、売上げが落ちているにもかかわらず、支出の額が上回るという、これは計画というものを軽んじている証拠ですよ。計画内に収める努力というのは、経営者はしなければ駄目ではないですか。売上げが落ちたら落ちたなりの努力をします。

いわき荘あたりは、やっぱりびっくりするのは、2月とか11月とかは、当初見込額よりも多い支出を算定しているわけですよ。これは一体何なのですか。コロナ対策費と一言で片づけないで具体的にその理由を、普通に考えれば、売上げが落ちればいろいろな部分で支出も落ちるはずなのですよ。そこをお聞かせ願いたい。

それから、市の立てた業務計画、令和2年度収支見込み、昨日頂戴した資料。びっくりしますのは、収入よりも人件費が多い月というのは3か月もあるのです。これも、こんなを銀行に出した

ら融資は受けられませんよ。これはどういう訳なのでしょう。

分かりますよ。お客さんが減っても、施設の維持管理に……やっぱり人をゼロに、使うというけれども、収入が減る、部屋の稼働率が下がれば下がった分の人件費の削減というのはできるはずなのです。売上げよりも最初から計画の段階で人件費が高いなんていったら、これは経営者失格だと思うのですが、その点をお聞かせください。

◎観光課長（早坂 謙丞） まず、先ほどの答弁の中でも計画ということがございましたけれども、先ほど紙に書かれたという話はしておりませんが、市としまして算出根拠にするに当たりましては、本日議員の皆様にお配りしております前年同月対比表というものを見ながら事業者側と話しを進めてきたというところであります。

相対的に前年の対比の部分で、計画より上回っている今回の見込みであるということに関しまして、特にコロナ対策費というところでありますけれども、コロナ対策費は、消毒液を買ったり、看板を買ったりということであつたか、そのほかりースの部分でかかっていたか、そういったもので経費のほう膨らんでいるというところがございます。ただ、この辺もしっかり精査していくということになります。

あと、人件費につきましては、お配りしております資料を見てのとおり、人件費というのは膨らんでございます。ここにつきましては、どちらの施設も雇用を切ることなく継続して雇用するところ、具体的には、これまで業者に委託していた清掃を、それから点検というところを常勤の従業員が自ら行うというようなところでの人件費増というのはあろうかと思えます。

今回、試算するに当たりまして、案分をしたりですとか、実態に即した形で算出のほうをしてまいりましたけれども、委員おっしゃるような疑念

を抱かれないようにしっかりその辺は精査してまいりたいと思っております。

◎15番（今泉 昌一委員） 細かいことを言えば、委託費とかが大幅に減っていなければつじつまが合わないということになる。そこは別にいいです。

私は、本当をいえば、これは賛成しかねるのですよ。やはりあまりにも甘過ぎる。市民の税金を使うという意識に欠けているのではないかと。それから、午前中來、多くの委員が指摘したように、民間の本当に苦勞している同業者に対する配慮も欠けているのではないかと。本当は、私はこれには賛成しかねる。これが本心でございます。

ただ、今回の場合、と言いつつ自分でも一体どの額が適切なのかというのは、昨日、今日、資料をもらったばかりですので、ちょっと計算できない。だからといって、全部の予算に反対すれば、ほかのコロナ対策予算までストップしてしまうとなれば、これまた大変なことなので、私は今回は概算ということで、これは承認はしたいと思うのですが、ただ一つ、先ほど來、しっかり精算するとおっしゃっていますけれども、その際の根拠となる資料を、今回みたいに予算委員会の前日とか当日とかではなくて、あらかじめきちんと議員に示してほしい。今回みたいなやり方で、んだか、んだかと精算するのでは、私はちょっとほかの市民に対して申し訳ないので、精算する際の根拠となった資料を議員にあらかじめ示してほしいと思う。それについては、ここでお約束いただけますか。

◎観光部長（岩崎 隆） 課長申したとおり、精算に当たっては、十分中身を吟味しながらやっていきたいと思っております。

精査して、お金を精算するというを議会のほうに報告するタイミングとして、どの時期があるのかなという感じはいたしますけれども、いず

れにしても、どういう結果でどういう内容に対して幾ら交付して、例えば幾ら返納してもらったとか、その辺については、しっかり報告できるようにしていきたいと思っております。

◎15番（今泉 昌一委員） どういう結果で何ぼ返したかということはもちろんそうなのですが、昨日頂いた、経費を細かく書いた資料、あるいは今日頂いた横長の資料あたりは、12月以降はゼロのまま出ていますので、こういった資料をやはり私どもにもきちんと見せていただきたい。議会で資料要請があるまでではなくて、やはり積極的にそちら様のほうからこの資料を示していただきたいということを重ねてお願いして、終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第89号令和2年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（三浦 直美） 議案第89号令和2年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に2173万6000円を追加し、補正後の額を196億197万4000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目償還金の2173万6000円の追加は、国庫支出金等精算返還金を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国4ページにお戻り願います。

6款繰入金の1496万7000円は、償還金の財源として財政調整基金繰入金を追加計上するものであります。

7款諸収入の676万9000円は、子供医療費分等返還金を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め

ます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第91号令和2年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（三浦 直美） 議案第91号令和2年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に270万9000円を追加し、補正後の額を21億9166万3000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

1款総務費2項徴収費1目賦課徴収費の270万9000円の追加は、平成30年度税制改正に対応するための後期高齢者医療システム改修費であります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後4ページにお戻り願います。

3款繰入金の216万8000円は、後期高齢者医療システム改修費に対応する歳入予算で、市負担分として一般会計から繰入れするものであります。

6款国庫支出金の54万1000円は、後期高齢者医療システムの改修費に対応する歳入予算を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第93号令和2年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 議案第93号令和2年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に1133万6000円を追加し、補正後の額を193億5992万9000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の823万円の追加は、介護保険事務処理システム改修業務委託料の計上のほか、地域密着型サービス施設開設準備経費補助金を追加計上したものであります。

1款3項1目認定審査会共同設置負担金の310万6000円の追加は、介護保険事務処理システム改修に係る津軽広域連合介護保険費負担金を追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介4ページにお戻り願います。

3款国庫支出金の414万円の追加は、歳出の介護保険事務処理システム改修業務委託料等に係る交付金を追加計上するものであります。

5款県支出金の70万円の追加は、歳出の地域密着型サービス施設開設準備経費補助金に係る交付金を追加計上するものであります。

7款繰入金金の649万6000円の追加は、歳出の介護保険事務処理システム改修業務委託料等に伴う一般会計繰入金を追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第95号令和2年度弘前市水道事業会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第95号令和2年度弘前市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

水1ページをお開き願います。

第2条は、早期発注する予定の工事等3件について、債務負担行為を追加しようとするものであります。

そのほか、水2ページから水5ページにかけては、債務負担行為に関する調書などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第97号令和2年度弘前市下水道事業会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第97号令和2年度弘前市下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

下1ページをお開き願います。

第2条は、早期発注する予定の工事4件について、債務負担行為を追加しようとするものであります。

そのほか、下2ページから下6ページにかけては、債務負担行為に関する調書などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第99号令和2年度弘前市病院事業会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎市立病院事務局長（澤田 哲也） 議案第99号令和2年度弘前市病院事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

病1ページをお開き願います。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感

染拡大防止対策と医療提供体制の整備に係る補助金を追加するとともに、化学療法の件数が増加したことなどにより、医薬品購入に係る経費を補正しようとするものであります。

第2条収益的収入及び支出のうち、収入では、新型コロナウイルス感染症対策等に係る補助金を1億203万3000円追加し、収入の合計を25億9243万4000円に改め、支出では、材料費を6009万2000円追加し、支出の合計を33億3360万8000円に改めようとするものであります。

第3条たな卸資産購入限度額は、棚卸資産の購入の限度額を改めようとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明いたしますので、病2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について、1款病院事業収益2項医業外収益6目補助金に備考欄記載のとおり1億203万3000円追加しようとするものであります。

支出については、1款病院事業費用1項医業費用2目材料費に医薬品払出し額の追加に伴い、6009万2000円追加しようとするものであります。

そのほか、病3ページから病9ページにかけては、この補正予算に係る予定キャッシュ・フロー計算書などを添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 最後に、議案第109号令和2年度弘前市一般会計補正予算(第15号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 議案第109号令和2年度弘前市一般会計補正予算(第15号)について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に1000万円を追加し、補正後の額を1003億6458万6000円としようとするものであります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

8款土木費4項都市計画費7目交通政策費の1000万円は、タクシー車両感染防止対策事業費補助金を計上するものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、6ページにお戻り願います。

歳入につきましては、全額20款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金を充当したものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎23番（越 明男委員） 提案内容が1件でありますから、1点に絞って。

まず最初に、提案そのものが議会が開かれてから提案されたということもございますので、この

間の経過について少し担当課のほうから説明を頂きたいと思います。

二つ目、タクシー車両に感染防止の対策ということになっているわけですが、対策の内容について御説明をいただきたいと思います。

3点目、タクシーは市内に何台あるのか、私も少しつかんでいる数字もあるのですが、質疑ですから、タクシー何台にいつまでに感染防止対策を行うスケジュールになっているのかということと、恐らく満場一致で可決されるだろうと思うのですが、1000万円の財政処理は、議決を展望して話をしますけれども、議決後に財政処理はどんな形で展開されるということになるのか。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） まず、このたび追加提案になりました理由の概要でございますけれども、このたび公共交通につきましては新型コロナの影響で大分利用者の減少が続いてきて、その後回復に戻りつつあったところでありましたけれども、その後また利用者の減少といったこともありまして、交通事業者各社にも状況を確認してまいりました。それとまた、それと並行いたしまして、協同組合弘前ハイヤー協会から10月に要望書を2回ほど頂いておりました。

そういったところを踏まえまして、公共交通がさらに厳しい状況の中においても、こういったことを支援なり対応が求められているかといったところを踏まえまして検討なり、また支援の制度設計などをしたところ、その辺に時間を要したため、今回、開会に間に合わないということもありまして、そういった中でもできるだけ早く市民の皆様が安心してタクシーを利用できるようにする必要があるということで、このたび追加提案をさせていただいたところでございます。

次に、対策の内容でございます。今回の事業でございますけれども、市内のタクシー事業者、または市内のタクシー事業者8社で構成されてお

まず協同組合弘前ハイヤー協会が、車両の新型コロナウイルス感染症の感染対策や衛生対策として実施する設備等の導入や消毒液等の感染防止資機材の購入、またその実施に係る広報に要する経費に対しまして、1台当たり2万5000円を上限に10分の10を補助するものでございまして、事業規模といたしまして、市内のタクシー、ハイヤー協会に属している車両が395台、そしてその他個人タクシー5台を含めまして合計400台に対して2万5000円ということで事業費1000万円を計上させていただいたものでございます。

この事業につきましては、今年の3月までを事業期間と考えてございますが、議決後でございますけれども、やはり少しでも早くこの対策を講じていただくために、私どもとしても、議決を頂いた際には、速やかに交付申請していただけるよう交付要綱を設けたいと思っております。そしてまた、速やかに対策に取り組めるよう概算払いもできるような形で取り進めていきたいと考えております。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午後 2時17分 散会〕